

## 議案第63号

### 三養基西部葬祭組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三養基西部葬祭組合規約（佐賀県指令5市町村第1号）を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 7年12月 2日提出

みやき町長 岡 肇

#### 提案理由

この議案は、三養基西部葬祭組合の管理者及び副管理者の選任の方法を変更することについて、同組合規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## 三養基西部葬祭組合規約の一部を変更する規約（案）

三養基西部葬祭組合規約（佐賀県指令5市町村第1号）の一部を次のように変更する。

第9条第2項を次のように改める。

2 管理者は、関係町の長の互選により定める。

同条第3項中、「前項」を「第2項」に改め、同項を第5項とする。

同条第2項の次に次の2項を加える。

3 副管理者は、管理者を除く関係町の長をもってあてる。

4 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者が職務を代理する。

### 附 則

（施行期日）

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

三養基西部葬祭組合規約の一部を変更する規約に係る新旧対照表

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>管理者及び副管理者は組合の議会において関係町の中から選任する。</u></p> <p>3 会計管理者は、前項の規定により選任された管理者の属する町の会計管理者をもってあてる。</p> | <p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>管理者は、関係町の長の互選により定める。</u></p> <p>3 <u>副管理者は、管理者を除く関係町の長をもってあてる。</u></p> <p>4 <u>管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者が職務を代理する。</u></p> <p>5 会計管理者は、<u>第2項の規定により選任された管理者の属する町の会計管理者をもってあてる。</u></p> |